２　膵移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
３　抗ＨＬＡ抗体検査を行う場合には、抗ＨＬＡ抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。

Ｋ７０９－４　移植用膵腎採取術（死体）　84,080点
注　膵腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。

Ｋ７０９－５　同種死体膵腎移植術　140,420点
注１　臓器の移植に関する法律第６条第２項に規定する脳死した者の身体から採取された膵腎を除く死体膵腎を移植した場合は、移植臓器提供加算として、55,000点を所定点数に加算する。
２　膵腎移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
３　抗ＨＬＡ抗体検査を行う場合には、抗ＨＬＡ抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。

Ｋ７０９－６　同種死体膵島移植術　56,490点
注１　臓器の移植に関する法律第６条第２項に規定する脳死した者の身体から採取された膵島を除く死体膵島を移植した場合は、移植臓器提供加算として、55,000点を所定点数に加算する。
２　膵島移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
３　抗ＨＬＡ抗体検査を行う場合には、抗ＨＬＡ抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。
４　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

（脾）

Ｋ７１０　脾縫合術（部分切除を含む。）　26,810点
Ｋ７１０－２　腹腔鏡下脾固定術　30,070点
Ｋ７１１　脾摘出術　34,130点
Ｋ７１１－２　腹腔鏡下脾摘出術　37,060点

（空腸、回腸、盲腸、虫垂、結腸）

Ｋ７１２　破裂腸管縫合術　11,400点
Ｋ７１３　腸切開術　9,650点
Ｋ７１４　腸管癒着症手術　12,010点
Ｋ７１４－２　腹腔鏡下腸管癒着剥離術　20,650点
Ｋ７１５　腸重積症整復術
１　非観血的なもの　4,490点
２　観血的なもの　6,040点
Ｋ７１５－２　腹腔鏡下腸重積症整復術　14,660点
Ｋ７１６　小腸切除術
１　複雑なもの　34,150点
２　その他のもの　15,940点
Ｋ７１６－２　腹腔鏡下小腸切除術
１　複雑なもの　37,380点
２　その他のもの　31,370点
Ｋ７１６－３　移植用部分小腸採取術（生体）　56,850点
注　小腸提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
Ｋ７１６－４　生体部分小腸移植術　164,240点
注１　生体部分小腸を移植した場合は、生体部分小腸の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。
２　小腸移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
３　抗ＨＬＡ抗体検査を行う場合には、抗ＨＬＡ抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。
Ｋ７１６－５　移植用小腸採取術（死体）　65,140点
注　小腸提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
Ｋ７１６－６　同種死体小腸移植術　177,980点
注１　小腸移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
２　抗ＨＬＡ抗体検査を行う場合には、抗ＨＬＡ抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。
Ｋ７１７　小腸腫瘍、小腸憩室摘出術（メッケル憩室炎手術を含む。）　18,810点
Ｋ７１８　虫垂切除術
１　虫垂周囲膿瘍を伴わないもの　6,740点
２　虫垂周囲膿瘍を伴うもの　8,880点
Ｋ７１８－２　腹腔鏡下虫垂切除術
１　虫垂周囲膿瘍を伴わないもの　13,760点
２　虫垂周囲膿瘍を伴うもの　22,050点
Ｋ７１９　結腸切除術
１　小範囲切除　24,170点
２　結腸半側切除　29,940点
３　全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手術　39,960点
注　人工肛門造設術を併せて実施した場合は、人工肛門造設加算として、2,000点を所定点数に加算する。
Ｋ７１９－２　腹腔鏡下結腸切除術
１　小範囲切除、結腸半側切除　42,680点
２　全切除、亜全切除　59,510点
注　人工肛門造設術を併せて実施した場合は、人工肛門造設加算として、3,470点を所定点数に加算する。
Ｋ７１９－３　腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術　59,510点
Ｋ７１９－４　ピックレル氏手術　13,700点
Ｋ７１９－５　全結腸・直腸切除嚢肛門吻合術　51,860点
Ｋ７１９－６　腹腔鏡下全結腸・直腸切除嚢肛門吻合術　75,690点
Ｋ７２０　結腸腫瘍（回盲部腫瘍摘出術を含む。）、結腸憩室摘出術、結腸ポリープ切除術（開腹によるもの）　16,610点
Ｋ７２１　内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術
１　長径２センチメートル未満　5,000点
２　長径２センチメートル以上　7,000点
注１　家族性大腸腺腫症の患者に対して実施した場合は、消化管ポリポーシス加算として、年１回に限り5,000点を所定点数に加算する。
２　バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、450点を所定点数に加算する。
３　病変検出支援プログラムを用いて実施した場合は、病変検出支援プログラム加算として、60点を所定点数に加算する。
Ｋ７２１－２　削除
Ｋ７２１－３　内視鏡的結腸異物摘出術　5,360点
注　バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、450点を所定点数に加算する。
Ｋ７２１－４　早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術　22,040点
注　バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、450点を所定点数に加算する。
Ｋ７２１－５　内視鏡的小腸ポリープ切除術　11,800点
Ｋ７２２　小腸結腸内視鏡的止血術　10,390点
注１　バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加算する。
２　スパイラル内視鏡を用いて実施した場合は、スパイラル内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加算する。
Ｋ７２３　削除
Ｋ７２４　腸吻合術　9,330点